

1. 基本情報

- (1) 国名：東ティモール民主共和国（以下、「東ティモール」という。）
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名：東ティモール国内全域
- (3) 案件名：人材育成奨学計画（The Project for Human Resource Development Scholarship）
- (4) 計画の要約：本計画は、東ティモールの若手行政官等を対象とする留学生が、本邦大学院において、同国における優先開発課題分野での知識の習得を目的として留学するのに対して、必要な経費を支援するもの。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義

東ティモールは、インド太平洋地域の要衝に位置し、我が国と基本的価値を共有する海洋国家であり、我が国をとりまく環境が厳しくなる中、自由で開かれたインド太平洋の実現のためにも、同国との二カ国間関係の強化は、ますます重要となっている。

東ティモールにおいては中核人材の育成、とりわけ行政能力の向上及び制度構築は最大の課題となっており、同国の「戦略開発計画（2011-2030）」においても、行政組織における人材の能力強化を重要課題として指摘している。

また、2016年3月の両国首脳共同プレスリリース「成長と発展のための進化したパートナーシップ」において「人材育成を通じて同国のASEAN加盟にかかる取組を支援する」旨表明されており、本事業の実施はこれを具現化するものである。

本事業に参加した各若手行政官等が、帰国後に東ティモール政府内で主要な役割を担うことで二国間関係の強化に貢献することが期待される。また、同国の取り組むべき開発課題における政策運営能力強化に資するものであり、我が国の協力方針にも合致していることから本事業の実施を支援する必要性は高い。

さらに、本事業は、質の高い教育の確保を目指すSDGsゴール4及びガバナンスの強化を目指すゴール16に貢献するものである。

- (2) 当該国における中核人材育成セクター開発の現状・課題及び本計画の位置付け

東ティモールにおいては、各開発課題を取り扱う政府機関・関係省庁の職員・組織・制度・財政等の能力・体制が、取り組むべき課題に比して総じて不足しているという現状がある。したがって、いずれの開発課題においても、行政能力の向上と制度構築が最大の課題であり、本計画が取り組む中核となる行政官等の育成が期待されている。

対東ティモール国別開発協力方針（2017年5月）では、持続可能な国家開発の基

盤づくり支援を基本方針とし、「経済社会基盤（インフラ）の整備・改善」、「産業の多様化の促進」、「社会サービスの普及・拡充」を重点分野として定めている。また、対東ティモール JICA 国別分析ペーパー（2014 年 12 月）では、「政府機能強化のための人材育成が重要である」と分析しており、本計画はこれら方針・分析に合致する。また、本計画は優先開発課題分野での行政官等の育成の観点から、「自由で開かれたインド太平洋」における経済的繁栄（人的連結性）の追求、平和と安定の確保（インド太平洋沿岸国への能力構築支援）に資するものである。

3. 計画概要

* 協力準備調査の結果変更されることがあります。

(1) 計画概要

① 計画内容

ア) 実施内容

1 期あたり最大 8 名（修士 6 名・博士 2 名）、計 4 期分について若手行政官等の本邦大学院への留学に必要な経費を支援する。また、協力準備調査では 4 期分の計画を策定し、戦略的・効果的な受け入れを同期間継続的に実施する。

イ) コンサルティング・サービス／ソフトコンポーネントの内容

- ・ 翌年度来日留学生の募集選考支援を行う。
- ・ 留学生の滞日に関し、来日準備、留学中のモニタリング、帰国準備等を行う。
- ・ 留学生への奨学金支援、大学への授業料等支払を行う。

② 期待される開発効果

若手行政官等が、本邦大学院において学位（修士 24 名・博士 8 名）を取得することにより、同国の開発課題の解決を図り、もって人的ネットワークの構築を通じた二国間関係の強化に寄与することが期待される

③ 計画実施機関／実施体制：国家公共行政府

他機関との連携・役割分担：特になし。

④ 運営／維持管理体制：本事業の円滑な実施のために、当国において運営委員会を設置する。運営委員会は、以下のとおり、当国政府関係者及び日本側関係者で構成し、主に次年度の方針に係る協議への参加や留学生最終候補者の決定等を行う。

運営委員会の構成：国家公共行政府、人事院、外務省、教育省、在東ティモール日本国大使館、JICA 東ティモール事務所。

(2) その他特記事項

- ・ 環境社会配慮カテゴリ分類：C
- ・ ジェンダー分類：GI（ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件）
- ・ 他の援助機関の対応：類似事業を実施するドナーとしては、主にポルトガル、オーストラリア及び中国等の奨学金事業が挙げられる。

4. 過去の類似案件の教訓と本計画への適用

過去の本事業では、受入分野・受入大学等に関し、年度ごとに計画策定をしていたため、中長期的な戦略をもって留学生を受け入れることが困難な面があった。

この点を受け、2008年度以降の新方式による本事業においては、事業効果をその国の発展へとより直接的に繋げることを可能とするべく、協力準備調査を実施して優先課題を特定するとともに、4期にわたる受入計画を事前に策定し、優先課題ごとに同一大学にてより戦略的・効果的な受入を実施するようにしている。

以 上